

福岡県公報

平成27年7月21日
第3712号

目次

告示 (第639号 - 第640号)

- 廃川敷地等の発生 (河川課) 1
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 1

公告

- 福岡県障害者リハビリテーションセンターの指定管理者の募集 (障害者福祉課) 1
○福岡県建設技術情報センターの指定管理者の募集 (企画課) 3
○筑後広域公園プールの指定管理者の募集 (公園街路課) 5
○土地改良区の役員の就任 (農村森林整備課) 6
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (建築指導課) 6

告示

福岡県告示第639号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、福岡県県土整備部河川課及び福岡県飯塚県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年7月21日

福岡県知事 小川 洋

- 河川の名称
遠賀川水系山田川
- 廃川敷地等生じた年月日

平成27年6月25日

- 3 廃川敷地等の位置
嘉麻市下山田字ハジノキ121番18
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地
148.44㎡

福岡県告示第640号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成27年7月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年6月7日福岡県告示第898号
- 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法
変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公告

公告

福岡県障害者リハビリテーションセンターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成27年7月21日

福岡県知事 小川 洋

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県障害者リハビリテーションセンター	古賀市千鳥三丁目1番1号

2 予定される指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の条件を全て満たしていること。

- (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く社会福祉法人であること。
- (2) 次のアからクまでのいずれにも該当しないこと。なお、申請書提出後、指定までの間にアからクまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

キ 役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

4 指定管理者が行う業務

(1) 障害者の自立訓練その他必要な支援の実施に関する業務

(2) 高次脳機能障害支援事業に関する業務

(3) 福岡県障害者リハビリテーションセンター（以下「センター」という。）の諸施設の維持及び保守に関する業務

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当する者の中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができる者と認められた者を、指定管理者として指定する。

(1) 事業計画の内容が、センターを利用する者の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。

(4) その他知事がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとする者は、(2)の提出期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

ア 事業計画書

イ 法人の事業及び活動内容に関する書類

ウ 法人の財務状況に関する書類

エ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成27年7月21日（火）から平成27年9月18日（金）まで（ただし、土、日、祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分まで。

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあった者の中から、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から平成27年9月18日（金）まで（ただし、土、日、祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

ア 日時

平成27年8月4日（火） 午後2時00分から

イ 場所

福岡県障害者リハビリテーションセンター（古賀市千鳥三丁目1番1号）

7 その他

県は、指定管理者とセンターの管理に関する基本協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県福祉労働部障害者福祉課企画管理係（行政棟南棟2階）

電話 092-643-3262 ファクシミリ 092-643-3304

E-mail shogai@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県建設技術情報センターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成27年7月21日

福岡県知事 小 川 洋

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県建設技術情報センター	糟屋郡篠栗町大字田中315番地の1

2 予定される指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当

でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の要件（グループで応募する場合は(1)から(3)までの要件）を全て満たしていること。

(1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。

(2) 次のアからクまでのいずれにも該当しないこと。なお、申請書提出後、指定までの間にアからクまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に想定する暴力団員と密接な関係を有するもの

(3) グループで応募する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

(1) 福岡県建設技術情報センター（以下「センター」という。）の運営業務

- ア センターの利用の許可
- イ センターの使用料の徴収
- ウ 建設資材に関する各種の試験の実施
- エ 建設資材の試験手数料の徴収

(2) センターの施設・設備の維持管理

- ア 構内電話交換機保守業務
- イ 庁舎機械警備業務
- ウ 清掃業務
- エ 環境衛生管理業務
- オ 付帯設備保守業務
- カ 材料試験機器保守点検業務
- キ 施設設備の修繕・改良・改修業務
- ク 備品の管理業務

(3) その他

施設の設置目的を効果的に達成するために、指定管理者が自主的に企画実施する事業

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを、指定管理者として指定する。

- (1) 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。
- (4) その他知事がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

- ア 事業計画書
- イ 団体の事業及び活動内容等に関する書類
- ウ 団体の財務状況に関する書類
- エ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成27年7月21日（火）から平成27年9月18日（金）まで（ただし、土、日、祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分まで。

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から平成27年9月18日（金）まで（ただし、土、日、祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

- ア 日時
平成27年8月5日（水）午後1時30分から午後3時30分まで
- イ 場所
福岡県建設技術情報センター（糟屋郡篠栗町大字田中315番地の1）

7 その他

県は、指定管理者とセンターの管理に関する基本協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県県土整備部企画課指導係

電話 092-643-3645 ファクシミリ 092-643-3646

E-mail dokikaku@pref.fukuoka.lg.jp

公告

筑後広域公園プールの指定管理者を次のとおり募集する。

平成27年7月21日

福岡県知事 小川 洋

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
筑後広域公園プール	みやま市瀬高町本郷

2 予定される指定の期間

平成28年12月1日（予定）から平成35年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の要件（グループで応募する場合は(1)から(3)までの要件）を全て満たしていること。

- (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。
- (2) 次のアからクまでのいずれにも該当しないこと。なお、申請書提出後、指定までの間にアからクまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

(3) グループで応募する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで応募する場合の各構成員は、本募集への単独応募又は他のグループでの応募を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 有料施設の利用の承認及び利用料金の徴収
- (2) 施設利用者への指示
- (3) 行為の制限及び許可に関する業務
- (4) 安全確保等のための施設の利用の禁止及び制限並びに有料施設の利用承認の取消し
- (5) 福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）違反等の場合における有料施設の利用承認及び行為の許可の取消し等
- (6) 行為の許可に伴う使用料の徴収
- (7) 諸施設の維持及び保守に関する業務
- (8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(5)までのいずれにも該当するものの中から最も適切に施設の管理を行うことができると認めたものを、指定管理者として指定する。

- (1) 4に掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができるものであること。
- (2) 安定的な経営基盤を有しているものであること。

- (3) 施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理ができるものであること。
- (4) 都市公園法（昭和31年法律第79号）その他の関係法令並びに条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理ができるものであること。
- (5) その他知事が施設の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして規則で定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

ア 事業計画書

イ 収支計画書

ウ 団体の事業及び活動内容等に関する書類

エ 団体の財務状況に関する書類

オ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成27年7月21日（火）から平成27年9月18日（金）まで（ただし、土、日、祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分まで。

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から平成27年9月18日（金）まで（ただし、土、日、祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

現地において、次のとおり公募説明会を開催する。詳細については、募集要領又は県のホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）を参照のこと。

ア 日時

平成27年8月7日（金）午後2時00分から午後4時00分まで

イ 場所

筑後広域公園体育館会議室（筑後市大字津島831-1）

7 その他

県は、指定管理者と施設の管理に関する基本協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部公園街路課管理係

電話 092-643-3724 ファクシミリ 092-643-3752

E-mail koen@pref.fukuoka.lg.jp

公告

広川土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成27年7月21日

福岡県知事 小川 洋

1 就任理事

氏名	住所
渡邊 鉄也	八女郡広川町大字一條737番地

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県建築基準法施行規則（昭和26年福岡県規則第1号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部建築指導課に備え置きます。

平成27年7月21日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）等の制定により、必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成27年7月21日